

団体の概要 (NGO/NPO)

団体名

公害問題資料保存研究会

所在地	〒555-0013 大阪市西淀川区千舟 1-1-1 三洋ビル 4F (財)公害地域再生センター(あおぞら財団)内 TEL:06-6475-8885 FAX:06-6478-5885 E-mail: webmaster@aozora.or.jp		
ホームページ			
設立年月	1999 年 4 月 *認証年月日(法人団体のみ) 年 月 日		
代表者	芝村 篤樹(桃山学院大学教授)	担当者	鎗山 善理子(あおぞら財団研究員)
組 織	スタッフ 名 (内 専従 名) 個人会員 名 法人会員 名 その他会員(賛助会員等) 名		
設立の経緯	1999 年 4 月、あおぞら財団が事務局となって発足した研究会。同財団では大気汚染公害問題に関わる住民運動や公害訴訟の弁護団資料を多く所蔵していることから、これらの保存や活用等について検討をおこない、公害・環境問題資料について広くネットワークを形成するため、近・現代史研究者、文書専門家(アーキビスト)、弁護士によって設立された。		
団体の目的	○大気汚染公害問題資料の保存や整理・公開・利用の手法を検討すること。 ○公害問題資料の保存や活用の社会的意義を広め、他地域や他団体とネットワークを形成すること。		
団体の活動プロフィール	本研究会は以下のコアメンバーとあおぞら財団研究員によって構成されている。(五十音順、敬称略、○印が代表) 2003 年 10 月現在 奥村 弘 : 神戸大学文学部助教授 小田 康德: 大阪電気通信大学工学部教授 佐賀 朝 : 桃山学院大学経済学部助教授 ○芝村 篤樹: 桃山学院大学経済学部教授、あおぞら財団理事 辻川 敦 : 尼崎戦後史聞き取り研究会代表 津留崎直美: 弁護士、大阪西淀川大気汚染公害訴訟弁護団事務局長 早川 光俊: 弁護士、地球環境と大気汚染を考える全国市民会議(CASA)専務理事 原田 敬一: 佛教大学文学部教授 公害問題資料の保存と活用手法の検討の他に、おもなものととして次のような活動への協力をおこなった。 ・「環境庁文書をはじめとする公害・環境問題資料の保存に関する緊急要請」(2000.9) ・シンポジウム「公害・環境問題資料の保存・活用ネットワークをめざして」(2002.7 四日市で開催)		

(当研究会としての事業費の支出はない→) 活動事業費 (平成14年度)

円

政策のテーマ

大気汚染公害問題資料の保存と活用のための基盤づくり

■政策の分野

- ・ ⑨環境パートナーシップ
- ・ ①持続可能な循環型社会の構築

■政策の手段

- ・ ④予算・資金措置 ・ ⑤施設等設備 ・ ⑧環境教育・学習の推進
- ・ ⑫情報管理、情報の開示と提供

団体名：公害問題資料保存研究会

担当者名：鎗山善理子

① 政策の目的

大気汚染公害の被害や住民運動、公害対策等の一次資料を中心に各種の記録類（アーカイブズ）を適切に保存し活用できる体制を整えること。さらに、それらを人類の共通財産として後世に伝えること。

② 背景および現状の問題点

日本の大気汚染公害は全国各地で健康被害や環境悪化を引き起こした。1960年代末から80年代にかけて四日市や千葉、大阪・西淀川、尼崎等で企業や国を被告とする公害裁判がおこなわれた。

住民運動や公害裁判の過程で発生した様々な資料は、まさに日本の公害問題を伝える貴重な記録である。四日市や西淀川、倉敷、尼崎等の地域では民間団体が所有する資料を関係者の協力のもとに保存や整理が進められているが、民間団体でできることには限界がある。具体的には、資料の保管場所や文書専門家（アーキビスト）、整理作業員の確保が困難であり、裁判の原告であった公害患者の高齢化が進んでいることで、関連文書・資料の散逸の危険が迫っていることである。また、大気汚染公害は過去の出来事としてだけではなく、現在進行形の問題として扱う必要があることから、文書・資料の扱いには解決すべき多くの課題が存在することである。

③ 政策の概要

緊急課題としては、散逸・消滅の危機にある大気汚染公害問題に関する住民運動・公害裁判関係の民間資料の保存と活用が各地域で体系的に実施される仕組みを整備することである。

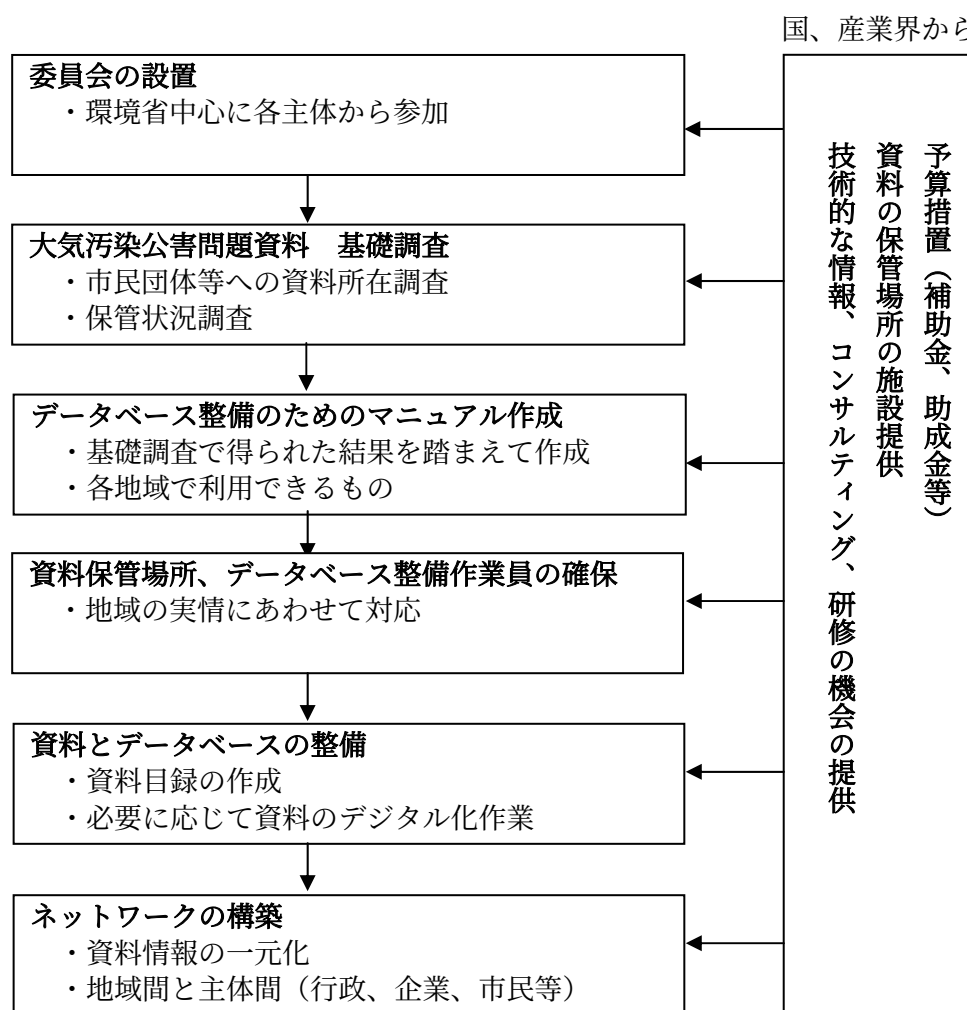
大気汚染公害は全国各地で問題化してきたため、関連の文書・資料は各地域で独自性のある地域資料として所有されている。よって資料の現地保存を原則に、それぞれの地域で資料を保存した上で、それら地域間をつなぐ情報ネットワークを構築し、資料情報の一元化をはかる。資料の受け皿は地域によって事情が異なり、新たな資料館を設置する場合もあれば、既存の資料保存機関や図書館、情報センター、大学、研究機関、市民団体等が収蔵し活用する等さまざまなケースが想定される。また、住民運動関連の文書・資料だけではなく、行政機関や企業が所有する関連資料の保存やネットワークの構築も視野に入れた検討が必要となる。

資料の活用という点では、近・現代史としての公害問題の研究や、環境学習・環境教育、アジアをはじめとする海外への情報発信等があるが、そのためには公害・環境問題資料を扱う専門職員（アーキビスト）の人材育成も資料の保存と同時に必要となる。

これらを実現するための国や産業界の役割としては、資料の保存・整理にかかわる活動への補助や助成、資料の保管場所の施設提供や賃料の補助、専門員や作業員の人件費の補助、技術的な情報提供やコンサルティング、研修会の開催等が考えられる。事業の推進にあたっ

ては、国、地方自治体、資料保存機関、市民団体、企業、研究者等から構成される委員会を環境省のイニシアティブによって設置し、具体的検討や提言をおこなう。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み



⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体など）

- ・環境省、地方自治体、資料保存機関、市民団体、企業 等が連携して実施する。

⑥ 政策の実施により期待される効果

- ・大気汚染公害問題についての資料の散逸や消滅を防ぎ、現在および後世にわたって貴重な資料群が活用されていく道を開く
- ・日本の公害経験がアジアをはじめ公害・環境問題が深刻な国や地域に対して情報発信されるための素材が整備される

⑦ その他・特記事項